

令和6年度　社会福祉法人東平田福祉会　法人本部拠点事業計画について

地域における社会福祉法人として、健全な運営に努め、地域福祉の向上につながるよう、常に利用者のニーズを軸に置き、利用者に選ばれるサービスの提供、地域に根ざした実践をより一層推進する。

1 法人の運営

(1) 理事会の開催

理事会は、6月、9月、12月及び3月の年4回開催する。ただし、特別の必要があるときは前月に繰り上げることができる。その他、理事会は必要がある場合はその都度開催する。

(2) 評議員会の開催

定時評議員会は、毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(3) 監事監査の実施

監事監査は、5月に実施する。

(4) 評議員選任・解任委員会の開催

理事会の決議に基づき開催する。

(5) 苦情解決第三者委員会の開催

苦情解決のため第三者委員による会議は、必要に応じ開催する。

(6) 調整会議の開催

各事業所の事業計画の進捗及び収支状況等の確認並びに課題等について検討・調整を行うため、原則毎月1回調整会議を開催する。（構成：理事長、事務長兼所長、園長、施設長）

2 各種研修会等への参加

- (1) 酒田市法人保育園・認定こども園連絡協議会研修会総会及び役員研修会等への参加。
- (2) その他

3 職員配置

職名	氏名	勤務形態	業務
事務長	堀由美子	常勤専任	理事長の命を受け、法人運営、施設管理等統括
事務員	宇佐美輝子	常勤兼任	理事会、評議員会等会議関係事務、各種申請及び報告事務、経理その他庶務全般
事務員	佐藤麻衣	常勤専任	理事会、評議員会等会議関係事務、各種申請及び報告事務、経理その他庶務全般

令和6年度 社会福祉法人東平田福祉会 東平田保育園拠点事業計画について

1 基本理念

出逢うすべての人が共に「生きる力」を育む豊かな大地

～恵まれた自然の中、私たちは土となり、一人ひとりの芽を育みます～

この基本理念には、私たち保育士が一人一人の育ちを大切に見守り、温かい大きな手、やさしく柔らかい手で包み込み互いに信頼しあえる関係の中で個性を発揮できるようにしたいという願いが込められています。

2 保育方針

- (1) あたたかく受けとめ「生きる力」を育みます
(子どもたちの芽を育てます)
- (2) 保護者の方の思いを受けとめ、喜び合います
(悩みも喜びも一緒に考えます)
- (3) 優しい気持ちや、あたたかなつながりを大切にします
(世代を越えてつながります)
- (4) 保育者自身も成長します
(日々挑戦して成長します)

3 保育目標

- (1) 明るく元気でたくましい子ども
・・・心身共に健康で明るい子どもに育てる
- (2) 温かく思いやりのある子ども
・・・友達と仲良くできる優しい子どもに育てる
- (3) 感性豊かな子ども
・・・自然の中で活動したり、喜んだり、感じたこと、思ったことが表現できる子どもに育てる

4 経営ビジョン

- (1) 一人ひとりの子どもの幸せを第一に考える
- (2) 地域ぐるみで子育てを応援する

東平田地区、また地区外の方の子育てに関する悩みなど、気軽に相談してもらえるような保育園でありたいと思っています。

5 人事ビジョン

- (1) 自ら積極的に働きかけ仲間と切磋琢磨し互いに成長し合う人
 - (2) 子どもの心の、すぐそばにそっと寄り添う人
 - (3) 周囲の人たちの気持ちを動かす力を持つ人
 - (4) チャレンジ精神を持ち、様々なアイデアを保育に生かす人
- 「挑戦すること」全てのことに前向きに向上心をもって一人一人が成長し続けることができる職場でありたいと思います。そのためには、やはり人間関係、信頼関係が重要と思っています。

年間行事予定表

月	行事等			
4月	入園式	交通安全教室	園外保育	
5月	園外保育	英語教室	保護者会総会	保育参観
6月	英語教室	スイミング教室	園児健診（歯科・耳鼻科・眼科・内科）	
7月	プール開き	七夕まつり	英語教室	
	夏祭りごっこ			
8月	巡回サッカー教室	スイミング教室		
9月	運動会	スイミング教室	園外保育	
	巡回サッカー教室	英語教室	芋煮会	園外保育
10月	英語教室	芋煮会	園外保育	親子旅行
	ハロウィンパーティー	スイミング教室	交通安全教室	
11月	七五三参り	保育参観	園児健診（内科）	
	巡回サッカー教室	英語教室	芋煮会	園外保育
12月	クリスマス発表会			
1月	卒園記念写真撮影			
2月	豆まき	交通安全教室		
3月	ひなまつり	お別れパーティー	卒園式	

※毎月実施 誕生会・身体測定・避難訓練

年齢・標準・短時間・月別園児数

\	4歳児以上		3歳児		1・2歳児		0歳児		合計
	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	
4月	8	4	3	1	7	2	0	0	25
5月	8	4	3	1	7	2	0	0	25
6月	8	4	3	1	7	2	0	0	25
7月	8	4	3	1	7	2	0	0	25
8月	8	4	4	0	6	3	2	0	27
9月	8	4	4	0	6	3	4	0	29
10月	8	4	4	0	7	2	4	0	29
11月	8	4	4	0	7	2	5	0	30
12月	8	4	4	0	7	2	5	0	30
1月	8	4	4	0	7	2	5	0	30
2月	8	4	4	0	7	2	5	0	30
3月	8	4	4	0	7	2	5	0	30
計	96	48	44	4	82	26	35	0	335

年齢・地区別/園児数 (4月現在)

地区別	5歳児		4歳児		3歳児		2歳児		1歳児		0歳児		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
閑			あゆと						りお				2
境興野													0
北境		あやね			りお								2
寺内				いちか									1
金生沢					あづき								1
矢流川			★りお						★あやせ	この			
			まな										4
大平													0
生石	けんしん					ゆい		ゆきか	あお	しお			
									いおり				6
横代						そうた							1
滝野沢													0
勝保				めい									1
こあら			りゅうと										1
新橋					けんご								1
日の出町			ゆずき										1
東泉町	ちはる												1
旭新町													0
末広町	あきと												1
東栄町		みつき											1
東大町													0
飛鳥													0
北目													0
観音寺							はる						1
小計	3	2	3	4	2	2	1	2	4	2	0	0	
合計	5		7		4		3		6		0		25

★は兄弟姉妹の入園

*途中入所予定

日向ゆいと 0歳児(大平) 8月~

遠田あお 0歳児(北境)8月~

池田ほの 0歳児(観音寺) 9月~

山口ふうか 0歳児(東大町)9月~

上野あお君の兄弟(5月出産予定) 0歳児(生石)11月~

職員配置状況

No	職名	氏名	資格	担当
1	園長	阿部 純子	保育士	管理職
2	主任	門脇 早美	保育士	フリー
3	調理師	佐藤 由香	調理師	給食/食育リーダー
4	調理師	伊藤 亜紀	調理師	給食/食物アレルギーリーダー
5	主任補佐	菅原 綾紗	保育士	3,4歳児クラス/安全管理・保健衛生リーダー
6	保育士	生石 由香	保育士	5歳児クラス/3歳以上児保育実践リーダー
7	保育士	佐藤 凜	保育士	0,1歳児クラス/乳児保育リーダー
8	保育士	佐藤 明日香	保育士	2歳児クラス/障害児保育リーダー
9	保育士	飯塚 妃佐子	保育士	3,4歳児クラス/一時預かり保育専任
10	保育助手	大倉 枝里	無	2歳児クラス
11	保育助手	佐藤 由美	無	0,1歳児クラス
12	運転手	池田 昭年	大型	園バスの運転・管理

令和6年度社会福祉法人東平田福祉会あずま拠点事業計画について

I デイサービスセンターあずま事業計画

1 事業の目的

デイサービスセンターあずま（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスA）（以下「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師、介護職員等の従事者（以下「従業者」という。）が要介護状態、または介護予防・日常生活支援総合事業対象者にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定第1号通所事業を提供することを目的とする。

2 運営方針

- (1) 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め入浴、排泄、食事の介護等、日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。
- (2) 事業対象者は、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援状態等からの自立促進や重度化予防を図る。また、個人の目標に向けての取り組みなど生き生きと自分らしく健康で暮らせるよう生活機能の積極的な改善や現状維持のための運動・アクティビティ等必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- (3) 生活上さまざまな課題を抱える高齢者やその家族が抱えている介護に対する不安や負担に対して適切な支援を行う。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療、福祉サービス、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。また、地域包括ケアシステムとしての「医療・介護の連携」や「認知症への早期の対応」等に向けて、必要となる体制の構築を見据えた総合的なサービスの提供に努め事業展開を推進する。
- (5) 具体的な目標を持ち介護予防に取り組む意欲のある人を対象として、酒田市すこやかマースターズ介護予防事業を市より受託し、認知症予防・閉じこもり予防・運動器の機能向上に努め、要支援状態等への移行を防ぎ、新たな自己表現や生活の質の向上につながる取り組みを行う。

3 利用者の処遇計画

個々の能力に応じた利用者本位のサービス提供に努め、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援するため、居宅サービス計画に基づいた個別通所介護計画を立て援助を行う。また、総合事業対象者においても、心身の状態を踏まえ、自立支援に向けたサービス提供に努め、自立促進や目標に向けての取り組みを行い、生き生きと自分らしく暮らせるようサービス計画に基づいた個別計画を作成、サービス提供の援助を行う。

(1) 相談援助と生活指導

利用者の生活環境や心身の健康状態の程度に応じて適切な処遇サービス相談や生活指導を集団的、個別的に実施する。

(2) 健康管理と看護

高齢者特有の健康状態を常に意識し、送迎時をはじめ施設内での健康チェックや健康保持、管理にあたる。また、ご家族や関係機関との情報共有を行い連携を図る。

(3) 送迎サービス

送迎サービスは、安全を重視し身体状況に適した個別援助を行い、希望時間等に関してはできる限り支援する。

(4) 入浴サービス

入浴サービス提供の際は、常に利用者の健康状態や心身状態等に細心の注意を払い、また、ご家族や医療等の関係機関との連携を図りながら、個別による健康増進衛生管理に向け安全に行う。

(5) 食事サービス

嗜好を取り入れ、また制限や歯の状態、嚥下状態を把握し、個々に合わせた食事メニューとなるように努め、衛生管理、栄養管理のもと、バランスの取れた食事サービスを行う。

(6) 個別機能訓練（運動器機能向上訓練）、日常生活動作訓練

利用者が虚弱な高齢者であることに十分配慮し、機能訓練指導員（看護師）、介護職員等が個別機能訓練計画（運動器機能向上訓練計画）を作成・評価を継続し、要介護度の重度化防止を行う。

(7) 行事・レクリエーション

利用者の趣味、音楽、娯楽、季節感等を取り入れたレクリエーションを集団的、個別的の計画を立て積極的に参加できるように努める。また保育園、地域ボランティアの参加を呼びかけ交流の促進を図る。

(8) 介護予防サービス

食事、入浴といった日常生活上の共通的なサービスのほか、その人の目標とする生活に合わせたサービスの提供を計画的に実施し、要介護状態となることを予防する。

(9) 緊急時における対応方法

利用者の病状急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかにご家族、主治医、担当ケアマネジャーに連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(10) 防災、避難及び安全対策（非常災害時の安全対策）

非常災害時に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(11) 感染予防対策の意識の向上と、感染症まん延防止対策

新たな感染症への対策など情報を収集し、職員への周知に努める。感染症の発生やまん延をしないよう、必要な措置を行う。利用者の異常の早期発見に努め、必要時は感染対策マニュアルに沿った対応を行い、感染拡大防止に努める。

(12) 感染症や災害への対応力強化

B C P（事業継続計画）に基づき、研修やシミュレーション等の訓練の計画を行い、実施につなげられるよう努めていく。

(13) 安全衛生管理

事業所における安全衛生管理規定に基づき自主的に取り組む。

(14) 記録の整備

通所介護及び通所型サービスに関して、次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- ① 通所介護計画書、通所型サービス計画書
- ② 具体的なサービス内容の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容及び対応に関する記録
- ⑤ 事故発生の状況及び事故の際とった処置についての記録

(15) 法人内において、虐待防止検討委員会、感染対策委員会、事故対策委員会を定期的に行催し、原因究明と再発防止の体制構築を行う。

(16) 虐待防止に関する事項

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センター、酒田市に通報するものとする。

(17) 身体拘束等の原則禁止

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(18) 法令順守

介護保険法令、職員倫理、行動規範を遵守し、東平田福祉会職員としての自覚を持ち、ご利用者、ご家族、その他関係機関に対し、個人情報保護の基本方針に従い適切に対応する。

4 利用料金（介護報酬告示額）

介護保険の適用がある場合は、原則として介護保険負担割合証に記載されている割合によって利用料金は異なる。

（1）通所介護

（単位：円）

サービス内容略称	自己負担額 (割合証「1割」の場合)	備 考
通所介護 I 1	658	1回につき（要介護1）
通所介護 I 2	777	1回につき（要介護2）
通所介護 I 3	900	1回につき（要介護3）
通所介護 I 4	1,023	1回につき（要介護4）
通所介護 I 5	1,148	1回につき（要介護5）
通所介護個別機能訓練加算（I）イ	56	1日につき（専ら機能訓練指導員等を配置し多職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、実施した場合）
通所介護入浴介助加算（I）	40	1日につき（入浴介助を行った場合）
通所介護サービス提供体制加算（I）イ	18	介護福祉士の有資格者を全体の50%以上配置している場合
介護職員処遇改善加算（1）	月額	所定単位数の59/1000 5月まで
介護職員等ベースアップ等支援加算	月額	所定単位数の11/1000 5月まで

（2）介護予防通所介護相当サービス

（1か月あたりの利用料）

〈介護報酬告示額〉

区 分	利用回数	自己負担額 (割合証「1割」の場合)
通所型サービス費（独自） I	週1回程度	未定
通所型サービス費（独自） II	週2回程度	未定
運動器機能向上加算（独自）	月 額	未定
介護職員処遇改善加算（独自） I	月 額	所定単位数59/1000 5月まで
介護職員等ベースアップ等支援加算	月 額	所定単位数11/1000 5月まで

(3) 通所型サービスA

(1か月あたりの利用料) <介護報酬告示額>

区分	利用回数	自己負担額 (割合証「1割」の場合)
通所型独自サービス 1	週1回程度	未定
通所型独自サービス 2	週2回程度	未定
運動器機能向上加算	月額	未定
介護職員処遇改善加算 I	月額	所定単位数59/1000 5月まで

(4) その他の費用 (全額自己負担)

- ① 食費 600円
- ② 入浴費 450円 (通所型サービス)

5 事業実施日

- (1) 月曜日から土曜日までとする
- (2) 年末年始休業 12月31日～1月3日まで

6 営業時間 サービス提供時間 (7時間以上8時間未満)
午前8時30分～午後5時15分 午前8時30分～午後4時10分

7 事業の実施地域

酒田市内

8 1日の利用者定員数

25名 (通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所型サービス)

9 職員配置の状況

No.	職名	氏名	常勤/ 非常勤	専任/ 兼任	資格等	備考
1	管理者	堀 由美子	常勤	兼任	社会福祉主任用 介護福祉士	
2	主任生活相談員 兼介護職員	兵藤 いく	常勤	兼任	社会福祉主任用 介護福祉士	
3	生活相談員 兼介護職員	村上 里奈	常勤	兼任	社会福祉主任用 介護福祉士	
4	生活相談員 兼介護職員	齋藤 学	常勤	兼任	社会福祉主任用 介護福祉士	
6	介護職員	後藤 弘美	常勤	専任	介護福祉士	
5	介護職員	佐藤 ゆう	常勤	専任	介護福祉士	
6	介護職員	宍戸 理恵	常勤	専任	初任者研修	
7	機能訓練指導員	堅田 美智	常勤	専任	看護師	
8	看護師	高橋 博子	非常勤	専任	準看護師	
9	看護師	佐藤 ゆり	非常勤	専任	看護師	
10	介護職員	佐藤 理香	非常勤	専任	介護福祉士	
11	調理員	庄司 恵美	非常勤	専任	調理師	
12	調理員	梶原 英子	非常勤	兼任	調理師	

令和6年度 デイサービスセンターあずま 年間レクリエーション、行事計画

※感染症対策として、行事や交流が変更または中止になる場合あり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
行事	お花見ドライブ 行事食	新緑ドライブ 避難訓練 行事食	おやつレク 行事食	七夕会（7月上旬） 行事食	夏祭り	敬老会、運動会 行事食
レクリエーション	ゲートボール もぐら叩き ボトル立ゲーム ものまねカルタ お手玉ガード お花見ドライブ (4月中旬) 他随時計画	春の大運動会 カラオケ大会 ロープウェイ サイコロゲーム bingoゲーム リレーゲーム ボールスライダー 他随時計画	室内ボーリング大会 短冊作成 笹飾り作成 カードゲーム 割りばし出しゲーム ストラックアウト タオルスロー 他随時計画	ゲートボール 輪投げ bingo大会 シュートゲーム リレーゲーム DVD鑑賞 箱積み 他随時計画	夏祭り カラオケ大会 盆踊り カキ氷大会 スイカ割大会 落とし穴には気を付けて ボーリング 他随時計画	カードゲーム 箱積み ストラックアウト 敬老会（9月中旬） 玉飛ばしゲーム サイコロゲーム ボールスライダー 他随時計画

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	紅葉ドライブ 避難訓練	あずま文化祭 東平田文化祭、出品	クリスマス忘年会 行事食	新年会 行事食	節分（豆まき）	ひな祭り会 行事食
レクリエーション	あずま文化祭 手工芸作品作成 紅葉ドライブ ローラー大作戦 その壁を越えろ もぐら叩き 足玉入れ カードゲーム 他随時計画	ゲートボール あずま文化祭 クリスマス飾り作り スリッパ飛ばし bingo大会 シュートゲーム 割り箸出しゲーム ものまねカルタ 他随時計画	クリスマス忘年会 (12月下旬) あずま思い出発表 リレーゲーム サイコロゲーム ストラックアウト ボーリング ゲートボール 他随時計画	新年会（1月上旬） カラオケ大会 かるた 福笑い 鏡開き カードゲーム 昔遊び大会 お手玉ガード 他随時計画	豆まき大会 だるま落としゲーム パズルゲーム 玉飛ばしゲーム ボーリング お手玉ガード リレーゲーム ビンゴゲーム 他随時計画	ひな祭り会 ナンバーストライク ロープウェイ カードゲーム サイコロゲーム ボールスライダー 割り箸出しゲーム もぐら叩き 他随時計画

【会議等】	・主任会議（月1回）	【地域交流】
	・ケアカンファレンス（随時） サービス担当者会議（随時）	・「あずま通信」発行（年2回） ・デイ便りの発行（毎月）
【防災計画等】	・給食会議（月1回）	・東平田保育園交流
	・職員ミーティング（毎日）	・平田小学校生徒交流等の受け入れ
	・酒田市サービス事業者連絡協議会（通所部会・年2回）	・職場体験・実習生などの受け入れ
	・酒田市地域包括支援センターひがし（主催ブロック研修参加）	・行事などのボランティアの受け入れ・要請
	・酒田市自立支援会議	・地域の自治会、サロンへ講師協力
	・虐待防止検討委員会、感染対策委員会、事故対策委員会	【安全衛生管理】
【防災計画等】	・防災避難訓練（年2回・5月 10月） ・BCPの研修、シミュレーション等の訓練	・職員健康診断（年1回）
	・消防用設備点検（年2回）	・アルコールチェック（運転者の運転前後）
	・緊急時における職員招集訓練	・安全衛生管理自主点検、車両点検（毎日）
	・その他消防研修・講習会への参加	・ストレス、血管年齢測定
	・安全運転管理者研修（年1回）	【環境整備】
		・温度、湿度、明るさの調整
		・施設内外の清掃、消毒

1 利用者状況

【東平田地区】

自治会名	男性	女性
関	1	5
横代		1
境興野	4	1
寺内	1	1
北境	3	3
金生沢	1	3
矢流川		4
生石	1	4
滝野沢	1	1
大平	1	2
計	13	25
合計	38	

【中平田地区】

自治会名	男性	女性
大多新田		2
手藏田		4
熊手島	1	1
小牧	1	1
計	2	8
合計	10	

【北平田地区】

自治会名	男性	女性
新青渡	2	2
漆曾根		3
牧曾根		1
布目		1
中野曾根		2
上興野	1	
荻島	1	
計	4	9
合計	13	

【市内・その他】

自治会名	男性	女性
上安田		1
山楯		1
計		2
合計	2	

2 要支援、要介護度別人数区分

登録者数 63 名

令和6年3月1日現在

要支援	人数
要支援 1	1 名
要支援 2	3 名
事業対象者	1 名

要介護	人数
要介護 1	19 名
要介護 2	25 名
要介護 3	11 名
要介護 4	1 名
要介護 5	2 名

合 計 63 名

令和6年度 あずま指定居宅介護支援事業所 事業計画

1 事業の目的

あずま指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援及び介護予防支援を含む介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が事業対象者や要支援または要介護状態の利用者に対し、適正な指定居宅介護支援及び指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

2 運営の方針

- (1) 要介護の状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じケアマネジメントを提供し、要介護度の重度化予防を行い、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業対象者や要支援状態の利用者の介護予防ケアマネジメントにおいては、利用者の自立支援に資するよう心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「身体機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていく。
- (3) 利用者の心身状況、その置かれている家族の状況・環境等に応じて、利用者の選択に基づき、保健・医療・福祉サービス等多様な事業者から、総合的かつ効率的な連携を密にして提供されるよう配慮して行う。また、苦情等への早急な対応を図る。
- (4) 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (5) 事業運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、地域関係者等との連携や資質向上に努め、地域包括ケアを推進する。
- (6) 主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントの実施と人員配置要件の強化や人材育成の実務実習協力体制整備等と研修を行い、特定事業所として業務を行う。

3 居宅介護支援の提供方法及び内容

- (1) 高齢者福祉サービス・福祉事業に関する紹介・説明及び総合相談。
- (2) 個々のニーズに合ったケアプランの作成、介護予防ケアマネジメントの作成。
 - ・利用者や利用者を取り巻く環境等の情報収集、把握、課題の確認、分析
 - ・居宅サービス計画及び介護予防サービス計画及び介護予防マネジメントの作成と居宅サービス事業者、予防サービス事業者との連絡調整
 - ・経過観察、再評価(利用者状況の把握)
- (3) 給付管理
介護保険を使って受けられるサービスについて実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、またサービスが計画通りに提供されたかなどを確認して、給付管理を行う。
- (4) 要介護(要支援)認定の協力、援助
利用者が、要介護認定や要支援認定の変更や、見直しを行う認定を受けるための、申請代行や、その他の必要な援助を行う。

4 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 事業所に勤務する職員の職種及び員数は次の通りとする

管理者兼主任介護支援専門員 1名 (業務管理と自らも介護支援専門員業務に当たる)

介護支援専門員 4名 (居宅介護支援及び介護予防支援の提供に当たる)

(2) 事業所に勤務する職員の職務は次の通りとする

①信頼関係の構築

- ・自立支援に向けたサービス計画を策定するにあたり、利用者や家族の意向を尊重し、充分な説明及び傾聴を心がけ信頼関係の構築に努める。

②利用者本位のケアプランの充実

- ・住み慣れた地域での生活が安心して継続出来るよう、利用者の意向を尊重しながら、介護保険サービス・インフォーマルサービス等を総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し、課題を見極め、適切な自己選択により利用者本意のケアプランが作成できるよう努める。

- ・終末期の利用者のマネジメントは医療と介護の連携を強化し、人生の最期を迎えるよう努める。又、障害のある利用者においては障害福祉との連携、その他世帯に対しての支援、相談を行う。

③介護支援専門員としての資質・専門性の向上

- ・利用者の多様化するニーズに対応できるよう、各種研修等への積極的な参加により専門知識を広め、日々の自己点検により適切なケアマネジメントを行えるよう自己研鑽に努める。

④事業所としての資質向上

- ・特定事業所として法令遵守し、利用者の情報共有・カンファレンス等を定期的(週1回)に行い事業所全体でケースのケアへの取り組みを行う。

⑤尊厳の尊重

- ・利用者の人権擁護、虐待防止の観点から虐待の発生または再発を予防するための指針に基づき、指針に沿った対応を行う。

- ・ハラスメント防止に関するマニュアルに基づき、職員の職業環境が害される事を防止する。

- ・利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

⑥防災・安全対策

- ・法人内において虐待防止委員会、感染症対策委員会、事故対策委員会を定期的に開催し、原因の究明と再発防止の体制を構築する。

- ・感染症や自然災害への対応力強化。BCP(事業継続計画)に基づき、研修やシミュレーション等の訓練等を行い、実践に繋げる。

⑦相談・苦情、個人情報等への対応

- ・利用者、家族等からの苦情などに適切に対応し改善を実施していく。

- ・個人情報については、法人の基本方針、利用目的に基づいた取り扱いを実施する。

⑧コンプライアンス(法令遵守)

- ・東平田福祉会職員としての自覚を持ち、介護保険法令、職員倫理、行動規範を遵守し、基本方針に従い適切な対応をとる。

5 営業日

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする（但し、祝日、12月29日から1月3日までを除く）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする（但し、夜間・休日の緊急時または希望時の対応可）

6 事業の実施地域

実施地域は酒田市とする

7 利用料金

自己負担なし

8 介護報酬

<介護報酬告示額>

- (1) 居宅介護支援費 (I-i)

<取扱件数が45件未満の場合>

・要介護1・2 1,086単位/月 ・要介護3・4・5 1,411単位/月

① 初回加算 300単位/月

② 特定事業所加算II 421単位/月

③ 入院時情報連携加算

ア 入院時情報連携加算I 250単位/月 (入院当日まで情報提供)

イ 入院時情報連携加算II 200単位/月 (入院3日以内に情報提供)

④ 退院・退所加算

ア連携1回 カンファレンス無 450単位/月 カンファレンス有 600単位/月

イ連携2回 カンファレンス無 600単位/月 カンファレンス有 750単位/月

⑤ 通院時情報連携加算 50単位/月

⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/月

⑦ ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

- (2) 介護予防支援費 (II) <介護報酬告示額>

① 要支援1・2 472単位/月

② 初回加算 300単位/月

- (3) 介護予防マネジメント費 <介護報酬告示額>

9 職員配置状況

職名	氏名	常勤/非常勤	専任/兼任	資格
管理者兼介護支援専門員	渡部 匠	常勤	専任	主任介護支援専門員
介護支援専門員	橋本 由美子	常勤	専任	介護支援専門員
介護支援専門員	池田 祐三子	常勤	専任	介護支援専門員
介護支援専門員	工藤 まどか	常勤	専任	介護支援専門員
介護支援専門員	若木 吉実	常勤	専任	介護支援専門員

令和6年度
地域包括支援センターひがし事業計画

1 事業の目的

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、さまざまなサービスを高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現が必要である。このため、地域の高齢者的心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域トータルコーディネートの構築を目的とする。

酒田市総合計画に基づき、令和7年度以降に日常生活圏域の見直しに伴い、中学校区を基本としたセンターの再編が行われ、新たな体制への移行の年となるため、地域住民の支援低下にならないよう、関係機関、市等と情報交換、検討を行い、高齢者、その家族を支える新たな仕組み作りに取り組んでいく。

2 受託事業

社会福祉法人東平田福祉会は、酒田市の委託を受け地域包括支援センターを設置し、これを運営する。

3 利用対象者

利用対象者は、概ね65歳以上の身体が虚弱、閉じこもり、認知症等のため日常生活を営むのに支障がある者、またはこれらの者を抱える家族等、及び介護予防の観点から支援を必要とする概ね65歳以上の者、またはこれらの者を抱える家族等とする。

4 事業内容

- (1) 総合相談事業
- (2) 地域包括ケア推進事業

5 重点方針

- (1) 医療・介護等の多職種が協働し、課題解決と自立支援に資するケアマネジメント力を高める地域ケア会議の推進
- (2) 第2層生活支援コーディネーターが中心となり、多様な主体等が提供する生活支援サービスの体制会議の推進
- (3) 認知症初期集中支援チームとの協働、認知症地域支援推進員が中心になり、認知症の人と家族を地域全体で支える体制づくり、認知症の予防への取り組み等認知症施策の推進

(4) 住民主体の通いの場を通して介護予防の充実と居場所づくり、生きがい・役割づくりの推進

(5) 感染症や災害への対応力強化

B C B（事業継続計画）を一層の現実的な計画とするため、研修やシミュレーション等の訓練の結果を反映させ、また、情報の収集、各機関との連携を図り、見直しを行う。

6 業務内容

(1) 基本業務

① 高齢者または家族に対応する高齢者総合相談・支援業務（介護保険対象外のサービスも含む）

ア 地域におけるネットワークの構築の推進 関係機関（自治会長、民生委員等）との連携

・地域ケア会議の開催 個別地域ケア会議 地域のネットワーク構築の推進 地域のケアマネジメント支援

・地域課題の把握、整理（生活圏域の社会資源ガイドブックの活用等）

・自立支援型地域ケア会議への参加

イ 実態把握業務 高齢者の把握、個別訪問（定期訪問、75歳実態把握、要援護者台帳整備・介護認定を受けているが、サービス未利用者、単身、老夫婦世帯把握の強化）

ウ 総合相談業務 相談受付時の初期対応と継続的、専門的な相談支援 ヤングケアラー、セルフネグレクトの早期発見と関係機関との連携支援

エ 認知症高齢者に対する総合的支援 認知症初期集中支援チームとの協働 認知症地域支援推進員配置 安心おかえり登録・見守りシール周知と手続き 認知症カフェ（酒田市主催開催協力、法人の認知症カフェ月1回開催） 認知症に関する情報の普及啓発（自治会で認知症サポーター養成講座開催 軽度認知障害MCⅠ理解と予防を地域に広めていく） チームオレンジ創設に向けて、協働の取り組み

② 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等権利擁護業務

ア 成年後見制度の普及啓発 日常生活自立支援とインフォーマルサービスの活用

イ 老人福祉施設への措置の支援

ウ 高齢者虐待の防止及び対応

エ 困難事例、重層的支援等への対応

オ 消費者被害の防止及び対応

③ 困難ケースへの対応における介護支援専門員への支援等包括的、継続的ケアマネジメント業務

ア 包括的、継続的なケア体制の構築（包括・居宅連絡会）

イ 地域における介護支援専門員同士のネットワーク構築や実践力向上（圏域内研修年1回開催）

ウ 日常的個別相談、指導、助言、個々の介護支援専門員へのサポート

エ 支援困難事例への指導、助言 事例検討会の開催

オ 医療と介護の連携構築支援

カ 利用者家族へのサポート（家族会年1～2回開催）

④ 地域支援事業及び介護予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務

ア 要支援認定者、総合事業対象者に対する援助

イ 一般介護予防事業すこやかマスターズの紹介と受付

ウ 地域性に応じた居場所・健康づくり（自治会サロン、いきいき百歳体操の立ち上げ・継続支援）

エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業におけるポピュレーションアプローチの実施

オ 北・東平田コミセン単位のロコモ予防教室「まめでくらそう会」継続支援

カ 東平田健康塾 通所型サービスBへの継続支援

キ 北平田通所サービスBへの立ち上げ支援

(2) 地域包括ケア推進

ア 生活支援・介護予防の基盤整備に向けての取り組み

イ 第2層生活支援コーディネーター、地域関係機関、酒田市生活支援体制整備推進協議会との連携・協働

ウ 地域で支え合う仕組み等の資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者自らが担い手として活動する場や男性が役割を持ち活躍する場の確保）明日の北平田を考える会への協力

エ 関係機関とのネットワーク構築（情報の共有、サービス提供主体の活動とのマッチング等）

(3) 再編後も地域住民が身近な窓口で細やかに安心して相談や地域作り等ができる体制整備と業務整理・移行準備を進めていく。

(4) 地域密着型サービス事業所との連携

(5) 全体会議年6回 センター長会議年6回 課題別、職種別会議等適宜の開催 センターエ内包括ミーティング定期的開催

(6) 法人内において、虐待防止検討委員会、感染対策委員会、事故対策委員会を定期的に開催し、原因究明と再発防止の体制構築

7 利用料金

自己負担なし

8 事業実施日

祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日まで（午前8時30分から午後5時15分）

（ただし、時間外は携帯電話への自動転送。夜間、休日の緊急時または希望時の対応可。）

9 事業の実施地域

酒田市7圏域（東平田、中平田、北平田）

10 職員配置状況

職名	氏名	資格	常勤／非常勤	専任／兼任	備考
センター長	堀 由美子		常勤	兼任	
保健師等	菅原恵里奈	看護師	常勤	専任	
社会福祉士等	佐藤 朋子	社会福祉主事任用	常勤	専任	
第2層生活支援コーディネーター	児玉明日香	社会福祉士	常勤	専任	

11 法令順守

- (1) 介護保険法令、職員倫理、行動規範を遵守し、東平田福祉会職員としての自覚を持ち、個人情報の保護に関する基本方針に従い、適切な対応をする。